



# 鳥取県公報

令和8年4月28日（火）  
第9785号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	土地改良区の定款の変更の認可（259）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2
	手数料等の収納事務の委託（260）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 2
	物品売払代金の収納事務の委託（261）（鳥取湖陵高等学校）・・・・・・・・ 2
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（2件）（デジタル改革課）・・・・・・・・・・ 2
	随意契約の相手方の決定（2件）（デジタル基盤整備課）・・・・・・・・ 3
	随意契約の相手方の決定（子ども発達支援課）・・・・・・・・・・ 4

## 告 示

### 鳥取県告示第259号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、灘手土地改良区の定款の変更を令和8年4月13日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年4月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県告示第260号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、手数料及び県税の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
株式会社戸信	鳥取市緑ヶ丘二丁目667-14	令和8年3月6日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
倉吉食品衛生協会 会長 谷田 和彦	倉吉市東巖城町2	〃	〃	〃
米子食品衛生協会 会長 柴野 清	米子市糺町一丁目160	〃	〃	〃

### 鳥取県告示第261号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立鳥取湖陵高等学校における生産品の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
株式会社食のみやこ 鳥取	鳥取市賀露町西三丁目323	令和7年7月3日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
鳥取協同青果株式会社	鳥取市南安長二丁目697	令和7年7月14日	〃	〃
株式会社鳥取花市場	〃	令和8年3月5日	〃	〃

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年4月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 調 達 件 名 及 び 数 量 令和8年度鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウドサービス提供業務一式
- 契 約 方 式 随意契約
- 随 意 契 約 の 相 手 方 を 決 定 令和8年3月30日

した日

- 4 契約の相手方の名称及び所在地 第2期鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド共同企業体  
岡山県岡山市北区大内田675
- 5 契 約 金 額 74,025,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に接続して提供を受ける同種  
の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると  
その役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令  
第11条第1項第2号）
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課  
鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年4月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 令和8年度庁内LANシステムの管理運営及び保守業務 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 随 意 契 約 の 相 手 方 を 決 定 した日 令和8年3月30日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター  
鳥取市寺町50
- 5 契 約 金 額 286,099,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に接続して提供を受ける同種  
の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると  
その役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令  
第11条第1項第2号）
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課  
鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年4月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 令和8年度鳥取情報ハイウェイ管理運営業務 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 随 意 契 約 の 相 手 方 を 決 定 した日 令和8年3月25日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター  
鳥取市寺町50
- 5 契 約 金 額 88,290,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に接続して提供を受ける同種  
の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると  
その役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令  
第11条第1項第2号）
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課

及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年4月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量         | 鳥取県クラウドサーバサービス調達業務 一式  |
| 2 契約方式             | 随意契約   |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 令和8年3月25日  |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 株式会社鳥取県情報センター<br>鳥取市寺町50   |
| 5 契約金額             | 204,138,000円（項目ごとの税込契約単価に過去の実績から推定される今年度の数量を乗じて得た額の合計額であり、消費税及び地方消費税の額を含む。）  |
| 6 随意契約による理由        | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課<br>鳥取市東町一丁目220  |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年4月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量         | 療育園電子カルテシステムの開発及び運用保守等業務委託 一式   |
| 2 契約方式             | 随意契約  |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 令和8年3月24日   |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | セコム医療システム株式会社<br>東京都渋谷区神宮前一丁目5-1  |
| 5 契約金額             | 44,538,780円（うち消費税及び地方消費税の額4,048,980円）   |
| 6 随意契約による理由        | 他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をするものであり、当該調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県子ども家庭部子ども発達支援課<br>鳥取市東町一丁目220  |